

議案第 33 号

帯広市教育委員会教育長給与等条例の一部改正について
帯広市教育委員会教育長給与等条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市教育委員会教育長給与等条例の一部を改正する条例
帯広市教育委員会教育長給与等条例（昭和27年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「693,000円」を「710,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

教育長の給料月額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。